

## アイフル レター - vol.2 -

### 1. 平成21年3月期第2四半期決算発表及び決算説明会のご報告

当社は11月12日(水)、東京証券取引所 兜倶楽部及び京都商工会議所内 京都経済記者クラブにて平成21年3月期第2四半期決算を発表いたしました。また、翌13日(木)に決算説明会を大手町サンケイプラザ4階ホールにて開催いたしました。

決算説明会では約250名のアナリスト、機関投資家の方々にお集まりいただき、決算の概要、足元の状況、当期の業績予想、ならびに今後の経営戦略についてご説明させていただきました。

連結・単体の業績及び業績予想は以下の通りです。

なお、配当につきましては、1株当たりの第2四半期末配当を10円(配当支払開始予定日：平成20年12月10日)、期末配当についても10円を予定しております。

【業績及び業績予想】(連結)

(単体)

(単位：百万円)	2008年9月期	2009年3月期 (予想)	2008年9月期	2009年3月期 (予想)
営業収益	165,685	311,140	94,122	175,852
営業費用	157,723	299,757	92,542	173,275
営業利益	7,962	11,383	1,579	2,576
経常利益	9,054	12,000	4,739	8,000
当期純利益	7,171	8,599	7,609	11,914

### 2. CDS「Credit Default Swap (クレジット・デフォルト・スワップ)」について

CDSとは、社債や企業貸付などへの投資リスクをヘッジするために開発された金融派生商品で、債権を直接移転することなく信用リスクを移転できる取引です。CDSの買い手はCDSの売り手に対して一定の契約期間、保証料を支払うことで、その期間中に対象債権が不履行となった場合に、想定元本分の支払いを受ける権利を買います。

CDSは債務保証に似た仕組みですが、対象企業に対して債権を保有しているか否かに関わらず取引ができること、相対取引であることが特徴で、転売が可能となっています。このため、各企業が発行している社債や有利子負債の残高を超えた想定元本での取引が行われております。したがって、CDS参考値は、必ずしも個々の企業の信用リスクを正確に表したものではありません。

現在の当社のCDSの水準については、このようなCDSマーケットの構造やサブプライム問題顕在化により高騰しているものであり、当社の信用状態を正しく反映したものではないと認識しておりますので、当社についての市場での理解を深めていきたいと考えております。

### 3. 貸金業法・自主規制について ～ 「過剰貸付けの禁止」編 ～

第2回目は、「過剰貸付けの禁止」についてです。

貸金業法では、「貸金業者は、顧客等の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、当該顧客等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。」とされています。

多重債務問題が大きな社会問題となっている状況を踏まえ、貸金業の適正化、過剰貸付にかかる規制等の措置を講ずるため、上限金利の引き下げや、総量規制を柱とした貸金業法が2006年12月に公布されました。貸金業法は、2010年6月までを目処に、4段階に分けて改正されることとなっております。

Q：「総量規制」って何？

A：「総量規制」とは、2010年6月までを目処とする、4条改正の完全施行時に適用される、

「貸金業者からの借入れで返済不能、多重債務に陥ることがないように、住宅ローン等を除き、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けを原則として禁止した規制」です。

ただし、「事業性資金の貸付け」や「緊急の医療費の貸付け」など、顧客の利益の保護に支障を生ずることがない貸付けである場合には、例外貸付として、年収の3分の1を超える貸付を行うことも可能とされます。

Q：源泉徴収票や所得証明等、年収を証明する書類を求められたけど、何か関係あるの？

A：4条改正では、自社貸付50万円以上または他社貸付との合計貸付金が100万円以上の場合、源泉徴収票などの年収額を証明する書類の取得が義務付けられます。

このほかにも、

『2009年6月までに施行される3条改正では、内閣総理大臣が「指定信用情報機関」として、信用情報提供等業務\*を行うものを指定し、4条改正では、指定信用情報機関の信用情報を使用した返済能力の調査が義務付けられる』など、過剰貸付等の禁止に関する法律や規制は細かく定められており、当社もこれに沿った社内規定を設け、適正な業務運営を行い、資金需要者の利益の保護を図っております。

※信用情報提供等業務・・・信用情報の収集及び貸金業者に対する信用情報の提供を行う業務。

以 上

アイフル株式会社 広報部

TEL：03-4503-6050

ホームページアドレス <http://aiful.jp>